

平成19年4月22日執行 長崎市長選挙に係る事務日程表

月日	曜日	告示後	期日前	通常の主な選挙事務	補充立候補に係る選挙事務
4/12	木	△3	10	期日前、投開票事務協議会(各行政センター、前日~)	
4/13	金	△2	9	① 期日前、投開票事務協議会(離島の2行政センター) ② 投票事務協議会(旧市内) ③ 期日前投票事務協議会(各支所) ④ 各期日前投票所設営完了日(20箇所)	
4/14	土	△1	8	① 委員会開催 ② 選挙人名簿登録 ③ 立候補受付会場設営・リハーサル	
4/15	日	◎	7	① 立候補受付・受理、告示 ② 個人演説会受付開始 ③ 選挙公報の契約届出書等の受付 ④ 期日前投票所設営・リハーサル(4箇所) ⑤ 開票区ごとの氏名等掲示の掲載順序のくじ ⑥ 期日前投票所の氏名等掲示作成・pdfデータ送信	
4/16	月	1	6	① 期日前投票所の氏名等掲示 ② 選挙公報印刷 ③ 候補者に関する選挙資格の照会 ④ 選挙事務所異動届受付 (~21) ⑤ 各期日前投票所の投票録等の確認(初日のみ)	
4/17	火	2	5	① 選挙公報の施設別梱包作業 (~18) ② 行政センターにおける疑問票質疑提出期限 ③ 疑問票協議会資料作成	候補者が死亡した場合の取扱の資料作成
4/18	水	3	4	① 選挙公報据え置き、個人宛発送 ② 候補者に関する選挙資格の回答確認 ③ 中央(繁華街)街頭啓発[中止] ④ 地区(各地域)街頭啓発[3件中止] ⑤ 疑問票協議会 ⑥ 開票事務協議会	① 市政記者クラブでの記者発表 (候補者が死亡した場合の取扱) ② 候補者死亡の告示 ③ 補充立候補の受付を行う旨の告示 ④ 死亡した候補者の氏名等掲示抹消 ⑤ 死亡した候補者のポスター撤去開始 (~20) ⑥ 補充立候補受付(0件) ※ 個人演説会の自粛・キャンセル処理(8件)
4/19	木	4	3	① 開票集計リハーサル ② 開票立会人・選挙立会人の届出期限、くじの準備 ③ 期日前・不在者投票済みデータ作成 ④ 投開票事務従事者(一般人)の賃金等の支給事務 ⑤ 地区啓発(2件)	① 補充立候補受付・受理(2件)、告示 ② 開票立会人の届出受理 ③ 候補者に関する選挙資格の照会 ④ 開票区ごとの氏名等掲示の掲載順序のくじ ⑤ 期日前投票所の氏名等掲示作成
4/20	金	5	2	① 投票済みデータ入力後の名簿抄本打ち出し ② 当日分投票済みデータの消し込み作業(翌日まで) ③ 各投票所における氏名等掲示の配布準備 ④ 離島地区の投票管理者への名簿抄本・投票用紙等の交付 ⑤ 線上投票区の当日有権者数の県報告 ⑥ 地区啓発[3件]	① 期日前投票所の氏名等掲示差し替え ② 候補者に関する選挙資格の回答確認
4/21	土	6	1	① 線上投票(離島2箇所) ② 広報車による選挙啓発 ③ 投・開票所の設営 ④ 期日前投票・線上投票の投票箱、投票録の確認及び保管 ⑤ 投票管理者への名簿抄本・投票用紙等の交付	
4/22	日	7	◎	① 投票(午前7時~午後8時) ② 投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖 ③ 開票(8開票区:9時30分までに開始)	
4/23	月	8	△1	① 開票終了(午前2時30分) ② 選挙会の開催(午前7時50分~) ③ 委員会の開催(午前11時~) ④ 当選人の告示 ⑤ 当選人への告知(午後1時~) ⑥ 収支報告書受理(~5/7)	
4/24	火	9	△2	当選証書の付与(午前10時~)	

有権者サイド（候補者サイド）から寄せられた意見等

- (1) 伊藤市長亡き後、長崎市を任せられる人がいない。誰にも投票できない。
緊急事態なので、選挙を2～3ヶ月延期できないか。
- (2) 無効票に対し、改めて選挙のやり直しができないか。
- (3) 補充立候補者の政見・主張を知る期間が短く、公正な選挙と言い難い。
- (4) 候補者死亡前日までの期日前投票を無かったものとし、再度投票させてはどうか。
- (5) 補充立候補でそのまま選挙を進めていくのではなく、期日を改めて選挙すべき。
- (6) 期日前投票で伊藤候補に投じた票が無効になるのは理解し難い。
再投票できないか。
- (7) 期日前投票で伊藤候補に投票したが、後継ぎの娘婿の票に差し替えられないか。
- (8) 何で市外の者が市長選挙に立候補できるのか。
- (9) 補充立候補ができる人は、亡くなった陣営の方からだけ、ではないのか。
誰でも出られることには抵抗感がある。
- (10) 無効票が一定以上あれば、再選挙になると聞いたので、投票しない。
- (11) 県議選挙あるいは市議選挙に立候補した人は、今回、補充立候補できないのか。
- (12) 補充で新たな候補者が出たので、長崎市選管独自の判断として、別の選挙としてやり直すべきではないか。
- (13) 期日前投票・不在者投票で死者に投票していた場合、長崎市選管独自の判断として、再投票させることができないのか。死者への投票が無効票扱いされるのは、投票権を奪うことにならないのか。
- (14) 死亡者が載った選挙公報を発行するのはいかがなものか。
- (15) 期日前投票所において、19日（木）までは補充立候補した人が誰なのか、さらに20日（金）には候補者も出揃うので、その日以降に来てもいい旨を、投票に来た有権者に対し、積極的に説明すべきではないか。
- (16) 候補者選択の資料が乏しいため、新たな候補者の選挙公報も発行すべきではないか。
- (17) 補充立候補があった時点で、その氏名掲示を直ちに追加すべきではないか。ポスターが既に掲示場にはられ、候補者は選挙運動をしているのに、期日前投票所に氏名掲示がないのは、おかしいのではないか。
- (18) 県議選挙に立候補した人が、市長選挙に補充立候補できないのはなぜなのか。
(県議当選者からの問い合わせ)

報道機関から寄せられた意見等

- (1) 法定得票数に達しなかった場合、どうなるのか。
- (2) 期日前投票で伊藤候補へ投票した人だけ、再投票できないのか。
なぜできないのか。
その他・・・補充立候補制度についてどう思うか、法を変えるべきと考えているのか。
有権者の気持ちをどう捉えているのか、などの意見を求められるものも多かった。